

登録事項等についての説明(高齢者住まい法第17条関係)

○年○月○日

登録事項等についての説明

貸主(甲) 住所 東京都中央区日本橋室町一丁目2番6号
氏名 株式会社やまねメディカル
代表取締役 山根 洋一
代理人 住所 神奈川県横浜市戸塚区品濃町564番地の2
氏名 なごやかレジデンス東戸塚
管理者 ○○ ○○

サービス付き高齢者向け住宅への入居に係る契約を締結するに当たり、高齢者の居住の安定確保に関する法律第17条に基づき、以下の事項について説明します。

1. サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地

住宅の名称	(ふりがな) なごやかれじでんすひがしとつか なごやかレジデンス東戸塚
所在地	(住居表示) 〒244-0801 神奈川県横浜市戸塚区品濃町564番地の2
利用交通手段	■ 1.電車(JR横須賀線 東戸塚駅から 徒歩で 12 分) □ 2.その他()
住宅に関する 権原	□ 1.所有権 ■ 2. 賃借権 □ 3. 使用貸借による権利 期間 2015 年 1 月 15 日から 2040 年 1 月 14 日まで
施設に関する 権原	□ 1.所有権 ■ 2. 賃借権 □ 3. 使用貸借による権利 期間 2015 年 1 月 15 日から 2040 年 1 月 14 日まで
敷地に関する 権原	□ 1.所有権 □ 2. 賃借権 □ 3. 賃借権 ■ 4. 使用貸借による権利 期間 2015 年 1 月 15 日から 2040 年 1 月 14 日まで

注) 住居表示が決まっていない場合には、地名地番を記載すること。

2. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者

法人・個人の別	■ 法人 □ 個人	
商号、名称 又は氏名	(ふりがな) かぶしきがいしややまねめでいかる 株式会社やまねメディカル	
住 所 (法人にあつては 主たる事務所の所 在地)	(郵便番号 103-0022) 東京都中央区日本橋室町一丁目2番6号 電話番号 03-5201-3995	
法人の役員	別添 1 のとおり	
法定代理人 (未成年の個人 である場合)	(ふりがな)	
	商号、名称、又は氏名	
	住所(法人 にあつて は主たる 事務所の 所在地)	(郵便番号) 電話番号
	法人の役員	別添 2 のとおり

3. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者の事務所

事務所の名称	(ふりがな) かぶしがいいしやまねめでいかる 株式会社やまねメディカル
事務所の所在地	(郵便番号 103-0022) 東京都中央区日本橋室町一丁目2番6号 電話番号 03-5201-3995

4. サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備

住宅戸数	登録申請対象戸数24 戸			
居住部分の規模	(最小)	18.30	m ²	詳細については、別添 3 のとおり
	(最大)	27.45	m ²	
構造及び設備	共同利用設備 ☒ あり ☐ なし			
	構 造	鉄骨	造	階 数地上3 階建
竣工の年月	2015 年 1 月 15 日			
加齢対応構造等	☒ 登録基準に適合している			
	☒ エレベーターを備えている			
	☒ 緊急通報装置を備えている			

5. サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期(居住の用に供する前である場合)

入居契約の別	■ 賃貸借契約 □ その他
入居契約が賃貸借契約でない場合には、その旨	
終身賃貸事業者の事業の認可	□ 法第52条の認可を受けている
入居者の資格	次の①又は②に該当する者である。 ①単身高齢者世帯 ■ ②高齢者＋同居者（配偶者 / 60歳以上の親族 / 要介護認定又は要支援認定を受けている60歳未満の親族 / 特別な理由により同居させる必要があると知事が認める者） （「高齢者」とは、60歳以上の者又は要介護認定若しくは要支援認定を受けている60歳未満の者をいう。）
入居契約の内容	別添入居契約書のとおり

※以下は、入居の用に供する前である場合に限り記入すること。

入居開始時期	年 月 日から
--------	---------

6. サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受領する金銭

サービスの種類	提供形態	提供の対価(概算・月額)	詳細については、 別添 4 のとおり	
高齢者生活支援サービス	状況把握 生活相談	☒ 自ら ☒ 委託		約 18,700 円
	食事の提供	☒ 自ら ☐ 委託 ☐ 提供しない		約 46,260 円
	入浴等の介護	☒ 自ら ☐ 委託 ☐ 提供しない		約 円
	調理等の家事	☒ 自ら ☐ 委託 ☐ 提供しない		約 円
	健康の維持増進	☒ 自ら ☒ 委託 ☐ 提供しない		約 円
その他	☐ 自ら ☐ 委託 ☒ 提供しない	約 円		
家賃の概算額	(最低) 約 63,700 円	住戸ごとの内容は別添 3 のとおり		
	(最高) 約 95,000 円			
共益費の概算額	(最低) 約 10,000 円			
	(最高) 約 10,000 円			
敷金の概算額	(最低) 約 127,400 円	家賃の 2.0 月分		
	(最高) 約 190,000 円			
水道光熱費の支払方法	住戸の電気代は個メーターによる実費となります。			
前払金※の有無	☐ あり ☒ なし			
家賃等の前払金の概算額	(最低) 約 円	(最高) 約 円		
家賃等の前払金の算定の基礎	家賃			
	サービス提供の対価			
返還額の算定方法				
家賃等の前払金の返還債務が消滅するまでの期間	年 月 日まで			
家賃等の前払金の返還額の推移	(※原則として入居契約に定めた契約の始期を起算日とする。)			
前払金の保全措置の内容	☐ 銀行による債務の保証 ☐ 信託会社等による元本補てん又は信託 ☐ 保険事業者による保証保険 ☐ その他()			
特定施設入居者生活介護事業所	☐ 指定を受けている			
	☒ 指定を受けていない			
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	☐ 指定を受けている			
	☒ 指定を受けていない			
介護予防特定施設入居者生活介護事業所	☐ 指定を受けている			
	☒ 指定を受けていない			
介護サービス情報	(特定施設入居者生活介護事業者、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所若しくは介護予防特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けている場合には、別紙により、介護保険法第115条の35第1項に規定する介護サービス情報を示す。)			

※前払金とは、終身又は入居契約の期間にわたって受領すべき家賃等の全部又は一部を一括して受領する場合をいう。

7. サービス付き高齢者向け住宅の管理の方法等

管理の方法	☒ 自ら管理 ☐ 管理業務を委託	
委託する業務の内容 (契約事項)		
管理業務の委託先		
商号、名称 又は氏名	(ふりがな)	
住 所 (法人にあつては 主たる事務所の所在地)	(郵便番号)	
	電話番号	
修繕計画		
計画策定の 有無	☐ あり ☒ なし	
大規模修繕の 実施予定	頃実施予定	
その他計画的 な修繕予定		
登録の更新の 申請の日前一 年間における 入居者の数及 び退去者の数	入居者の数	4 人
	退去者の数	6 人

8. サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設（該当する場合のみ）

施設の名称	提供されるサービスの概要	事業所の場所
かがやきデイサービス東戸塚	通所介護・通所介護相当サービス (入浴、食事、健康チェック等)	☒ 同一の建築物内 ☐ 同一の敷地内 ☐ 隣接する土地
		☐ 同一の建築物内 ☐ 同一の敷地内 ☐ 隣接する土地
		☐ 同一の建築物内 ☐ 同一の敷地内 ☐ 隣接する土地
		☐ 同一の建築物内 ☐ 同一の敷地内 ☐ 隣接する土地

9. 高齢者居宅生活支援事業を行う者との連携及び協力(該当する場合のみ)

連携又は協力の相手方	
事業所の名称	(ふりがな)
事業所の所在地	(郵便番号) 電話番号
連携又は協力の内容	

10. 保健医療サービスを提供する体制に関する事項

保健医療サービスを提供する体制に関する事項	
-----------------------	--

※保健医療サービスを提供する場合に限り記入すること。

11. 運営方針
別添5のとおり

12. 登録の申請が基本方針(及び高齢者居住安定確保計画)に照らして適切なものである旨

基本方針及び横浜市の高齢者居住安定確保計画に沿って適切に運営します。

上記につきまして、高齢者の居住の安定確保に関する法律第17条に基づく書面による説明を受けました。

○年○月○日

借主(乙) 住所

氏名

○ ○ ○ ○

別添 3

住宅の規模並びに構造及び設備等

1. 専用部分の規模並びに構造及び設備等

住棟番号	専用部分の 床面積 (㎡)	構造及び設備※						住戸数 (戸)	住戸番号 (該当するものを全て記載)	月額家賃 (概算額) (円)
		完備	便所	洗面	浴室	台所	収納			
1	18.30	×	○	○	×	○	○	9	202-206, 209, 210, 309, 310	63,700
1	18.30	×	○	○	×	○	○	7	208, 302-306, 308	68,000
1	18.30	×	○	○	×	○	○	4	201, 207, 301, 307	70,000
1	27.45	×	○	○	×	○	○	4	211, 212, 311, 312	95,000

注1) 住戸の規模並びに設備及び構造のタイプ別にまとめて記載すること。

注2) 設備及び構造欄の『完備』は、各戸に便所、洗面、浴室、台所及び収納の全てを備えるものを表す。

※有りの場合は、○、無しの場合は×を記載すること。完備の場合は、完備を含め全ての欄に○を記載すること。

2. 共同利用設備等

設備等	整備箇所数	合計床面積 (㎡)	整備箇所	想定利用戸数 (戸)	備考
食堂	1	38.22	1階	24	
共用便所	3	10.68	1階、2階、3階	24	
リビング	2	59.50	2階、3階	24	
洗濯室	2	13.32	2階、3階	24	
浴室	4	17.00	2階、3階	24	
脱衣室	4	16.20	2階、3階	24	

注) 整備箇所は、添付図面との対応関係を明確に記載すること。

別添 4

1. 状況把握及び生活相談サービスの内容

提供形態		☒ サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する ☒ 委託する			
委託する 場合の 委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな) あるそつくあんしんけあさぽーとかぶしきがいしゃ ALSOKあんしんケアサポート株式会社			
	住 所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号 143-0023) 東京都大田区山王一丁目3番5号 NTTデータ大森山王ビル 電話番号 03-5718-9226			
サービスを提供する法人等の別		☐ 医療法人 ☒ 指定居宅介護支援事業者 ☐ 社会福祉法人 ☒ 指定介護予防サービス事業者 ☒ 指定居宅サービス事業者 ☐ 指定介護予防支援事業者 ☐ 指定地域密着型サービス事業者 ☐ 上記以外の法人等			
サービスを提供する者の人数	☐ 医師	人員	人	☐ 社会福祉士	人員 人
	☐ 看護師	人員	人	☐ 介護支援専門員	人員 人
	☐ 准看護師	人員	人	☐ 養成研修修了者	人員 人
	☐ 介護福祉士	人員	人	☒ 上記以外の職員	人員 5 人
常駐する場所		☒ 同一の敷地内 ☐ 隣接する土地 ☐ 近接する土地 (所在地)			
常駐する日		☒ 365日対応 ☐ 次の期間を除く()			
常駐する時間	日中	9 時	00分	～	17 時 00分 人員 1 人
	上記以外の時間	17 時	00分	～	9 時 00分 人員 1 人
毎日1回以上の 状況把握サービスの提供方法	食事等の提供機会に、1日1回以上職員が入居者の安否確認を行い、状況を把握します。				毎日 1 回
	☐ 入居者から居住部分への訪問を希望する旨の申出があった場合は、当該居住部分への訪問(近接する土地に常駐する場合のみ)				
緊急通報サービスの内容	提供時間	常駐する日	00 時 00 分 ～ 24 時 00分		
		上記以外の日	☐ 24時間		
	通報方法	各住戸、共用部設置またはペンダント式の緊急通報装置による			
	通報先	ALSOKあんしんケアサポート株式会社		通報先から住宅までの到着予定時間 5 分	
緊急時のおける対応の内容		各住戸・共用部(食堂・トイレ等)設置の緊急通報装置及び建物内で利用可能なペンダント式緊急通報システムを通じ、職員と外部委託スタッフが、24時間体制で速やかに必要な対応を行います。			
生活相談サービスの内容	生活上の一般的な事項、居住環境、健康、その他介護・医療施設等に関する相談や質問に関し、日中、職員が助言・情報提供及び紹介を行います。また、緊急通報装置の相談ボタンを使用して、外部委託事業者(看護師常駐24時間体制)のスタッフと通話により健康相談を行うことができます。				
	提供日	☒ 365日対応 ☐ その他 ()			
	提供時間	09 時	00分	～	17 時 00分
サービス提供の対価(概算額)	月額	約 18,700 円	前払金の	算定方法	
	前払金	約 0 円			
備考		緊急通報サービスの対価は、状況把握及び生活相談サービス提供の対価(消費税込18,700円/月)に含まれます。上記対価は、消費税10%込みの金額です。このサービスは、介護保険適用対象外です。			

※サービス提供の対価を月額で設定していない場合は、30日間利用した場合の金額を記載すること。

2. 食事の提供サービスの内容(該当する場合のみ)

提供形態		☒ サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する ☐ 委託する			
委託する場合の委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)			
	住 所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号) 電話番号			
	住 所 (法人にあっては本業務に係る事業所の所在地)	(郵便番号) 電話番号			
食事提供を行う場所		☒ 食堂 ☐ 各居住部分 ☐ その他()			
提供方法	提供日	☒ 365日対応 ☐ その他()			
	内容	☒ 3食 ☐ 入居者が選択 ☐ 次の食事は提供しない()			
	調理等	☒ 厨房で調理 ☐ 配食サービスを利用 ☐ その他()			
	入居者の健康状態に合わせた食事対応		☒ 応相談 ☐ 対応なし		
	入居者の健康状態に合わせた各居室への配食対応		☒ 応相談 ☐ 対応なし		
サービス提供の対価(概算額)	月額※	約 46,260 円	内訳	朝食 226 円 昼食 658 円 夕食 658 円	
	前払金	約 0 円	前払金の算定方法		
備考		上記サービス提供の対価は、消費税8%(軽減税率適用)込みの金額です。 お粥、刻み食、やわらか食、カロリー・塩分制限に関するご相談に応じます。 不調時の居室への配下膳は、1回220円(消費税10%込み)となります。介護保険の適用はありません。			

※サービス提供の対価を月額で設定していない場合は、30日間利用した場合の金額を記載すること。

3. 入浴、排せつ、食事等の介護サービスの内容(該当する場合のみ)

提供形態		☒ サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する ☐ 委託する		
委託する場合の委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)		
	住 所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号)) 電話番号		
	住 所 (法人にあっては本業務に係る事業所の所在地)	(郵便番号)) 電話番号		
提供方法		提供日	☒ 365日対応 ☐ その他()	
		内容	☐ 入浴介護 ☒ 排せつ介護 ☒ 食事介護	
			☒ その他 (モーニングケア、ナイトケア)	
サービス提供の対価(概算額)	月額	約 円	前払金の算定方法	
	前払金	約 0 円		
備考		希望がある場合は、1サービス30分まで1回880円(消費税10%込み)です。介護保険の適用はありません。		

4. 調理、洗濯、掃除等の家事サービスの内容(該当する場合のみ)

提供形態		☒ サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する ☐ 委託する		
委託する場合の委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)		
	住 所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号)) 電話番号		
	住 所 (法人にあっては本業務に係る事業所の所在地)	(郵便番号)) 電話番号		
提供方法		提供日	☒ 365日対応 ☐ その他()	
		内容	☐ 調理 ☒ 洗濯 ☒ 掃除	
			☒ その他 (買い物、居室内の軽作業、ゴミ出し)	
サービス提供の対価(概算額)	月額	約 円	前払金の算定方法	
	前払金	約 0 円		
備考		希望がある場合は、洗濯、掃除、買い物、居室内の軽作業1サービス30分まで1回660円、ゴミ出し1袋220円。消費税10%込みの金額です。介護保険の適用はありません。		

5. 健康の維持増進サービスの内容(該当する場合のみ)

提供形態		☒ サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する ☐ 委託する		
委託する場合の委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)		
	住 所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号) 電話番号		
	住 所 (法人にあっては本業務に係る事業所の所在地)	(郵便番号) 電話番号		
提供方法		提供日	☒ 365日対応 ☐ その他()	
		内容	☐ 健康相談 ☒ 血圧等の測定 ☐ 定期検診 ☐ 通院等の付き添い	
			☐ その他 ()	
サービス提供の 対価(概算額)	月額	約 円	前払金の 算定方法	
	前払金	約 0 円		
備考		希望がある場合は、体温・血圧の測定1回220円(消費税10%込み)。介護保険適用対象外のサービスです。		

5. 健康の維持増進サービスの内容(該当する場合のみ)

提供形態		☐ サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する ☒ 委託する		
委託する場合の委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな) あるそつくあんしんけあさぽーとかぶしがいいしゃ ALSOKあんしんケアサポート株式会社		
	住 所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号 143-0023) 東京都大田区山王一丁目3番5号 NTTデータ大森山王ビル 電話番号 03-5718-9226		
	住 所 (法人にあっては本業務に係る事業所の所在地)	(郵便番号 143-0023) 東京都大田区山王一丁目3番5号 NTTデータ大森山王ビル 電話番号 03-5718-9226		
提供方法		提供日	☒ 365日対応 ☐ その他()	
		内容	☒ 健康相談 ☐ 血圧等の測定 ☐ 定期検診 ☐ 通院等の付き添い	
			☐ その他 ()	
サービス提供の 対価(概算額)	月額	約 円	前払金の 算定方法	
	前払金	約 0 円		
備考		ALSOKあんしんケアサポート(株)が運営する「あんしんセンター」(24時間看護師常駐)の外部委託スタッフと緊急通報装置の相談ボタン(緑色)を通じ、24時間体制で健康相談を受けることができます。このサービスの料金は、状況把握及び生活相談サービスの料金に含まれます。		

運営方針

項目	該当
重要事項を記載した書面のひな形を公開する	☒ はい ☐ いいえ
入居及び退去の条件を書面に記載する	☒ はい ☐ いいえ
入居者の個人情報の保護に関する事項を書面に記載する	☒ はい ☐ いいえ
入居者に対する虐待を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修及び担当者の配置を行う	☒ はい ☐ いいえ
やむを得ず行う身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為に関して、委員会の開催、指針の整備及び研修を行う	☒ はい ☐ いいえ
入居者のプライバシーの確保について、職員に周知する	☒ はい ☐ いいえ
入居者に与えた損害を賠償するための措置を講じる	☒ はい ☐ いいえ
入居者からの相談及び苦情に適切に対応するための体制を整備する	☒ はい ☐ いいえ
サービス付き高齢者向け住宅への入居及びサービス付き高齢者向け住宅において提供される福祉サービスの利用に必要な費用に関する書類を発行することができる	☒ はい ☐ いいえ
入居者及びその家族と意見を交換する機会を設ける	☒ はい ☐ いいえ
地域社会との交流及び連携を図る	☒ はい ☐ いいえ
災害に対応するための仕組みを整備する	☒ はい ☐ いいえ
事故の発生及び再発を防止するための仕組みを整備する	☒ はい ☐ いいえ
感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための仕組みを整備する	☒ はい ☐ いいえ
入居者の健康状態及び生活状況を把握し、変化があったときは、当該入居者の家族に連絡する仕組みを整備する	☒ はい ☐ いいえ
入居者間の交流の促進を図る	☒ はい ☐ いいえ
登録事業者又は登録事業者から委託を受けた者から提供される福祉サービスと、それ以外の者から提供される福祉サービスを明確に区分する	☒ はい ☐ いいえ

入居者が希望する場合には、介護サービスの提供に必要な当該入居者に関する情報を、介護支援専門員と共有する仕組みを整備する	☒ はい ☐ いいえ
基本理念及び基本方針を定めるとともに、これらを職員及び入居者に周知する	☒ はい ☐ いいえ
職員の教育及び研修に関する計画を策定する	☒ はい ☐ いいえ
職員に対して、認知症に関する研修を行う	☒ はい ☐ いいえ
職員を登録事業者が行う研修以外の研修に参加させる仕組みを整備する	☒ はい ☐ いいえ
サービス付き高齢者向け住宅事業の実施に必要な人材の確保のために必要な措置を講じる	☒ はい ☐ いいえ

サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた有料老人ホーム重要事項説明書
(「登録事項等についての説明」の補足)

作成日 2024年7月1日
登録番号 浜26(2)007
施設名 なごやかレジデンス東戸塚

「1. サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地」について

開設年月日	2015年3月1日
住宅の管理者氏名※1	田中 亨
電話番号 / FAX番号	045-828-3131 / 045-828-3133
メールアドレス	residence-higashitotsuka@ymmdnr.jp
ホームページアドレス	http://www.ymmdnr.jp/index.html#ymmdnr

※1 管理者を配置している場合に記入

「2. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者」について

FAX番号	03-5201-3996
ホームページアドレス	http://www.ymmd.co.jp/
資本金(基本財産)	100,000,000円
主な出資者(出捐者)とその 金額又は比率 ※2	SIホールディングス株式会社(100%)
設立年月日	2002年6月17日
直近の事業収支決算額 ※3	(収益) 9,046,111,568円 (費用) 8,697,284,572円 (損益) 348,826,996円
会計監査人との契約	☒ なし ・ あり ()
他の主な事業	通所介護、横浜市通所介護相当サービス

※2 出資(出捐)額の多い順に上位3者の氏名又は名称並びに各出資(出捐)額又は比率を記入。

※3 原則として、収益は売上高+営業外収益、費用は売上原価+販売費及び一般管理費+営業外費用、
損益は経常利益とする。

「3. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者の事務所」について

FAX番号	03-5201-3996
ホームページアドレス	http://www.ymmd.co.jp/

「４．サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備」について

建築基準法上の主要用途	寄宿舍 ・ 共同住宅 ・ 有料老人ホーム ・ その他	
建築物の耐火構造	耐火構造 ・ 準耐火構造 ・ その他（ ）	
消防用設備等	消火器	なし・ あり
	自動火災報知設備	なし・ あり
	火災通報設備	なし・ あり
	スプリンクラー	なし・ あり
	防火管理者	なし・ あり
	防災計画	なし・ あり
緊急通報装置等 緊急連絡・安否確認	緊急通報装置等の種類及び設置箇所 ○住戸部分：緊急通報装置（居室、携帯用ペンダント型） ○共用部分：緊急通報装置（食堂、トイレ、浴室）	
	安否確認の方法・頻度等 喫食時他、最低１日１回以上	

「５．サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期（居住の用に供する前である場合）」について

（１）入居契約の状況等

身元引受人等の条件及び義務等※４		事業者は、入居者の病気、死亡等に備えて、事業者からの連絡（緊急の場合を含む）、相談等に応じ、適切な対応を行う者としての身元引受人を求めることができる。	
生活保護受給者の受入れ対応		否 ・ 可	
事業者又は入居者が入居契約を解除する場合の事由及び手続等 ※５		（入居者からの解約・解除） ①入居者は入居契約書第１４条の規定に基づき、本契約を解約することができます。 ②入居者は入居契約書第１３条第４項の規定に基づき、本契約を解除することができます。 （事業者からの解除） ① 事業者は入居契約書第１３条及び第２６条の規定に基づき、本契約を解除することができます。	
退去者の状況 前年度における	退去先別の人数	自宅等	０人
		社会福祉施設	０人
		医療機関	２人
		死亡者	３人
		その他	０人
	生前解約の状況	事業者側の申し出	０人

			(解約事由の例)
			1 人
		入居者側の申し出	(解約事由の例) 常時介護が必要となったため等
体験入居の期間及び費用負担等	空室がある場合 1泊朝・夕食付(税込)3,084円 [期間：2週間程度]		

※4 入居契約書に身元引受人や後見人等の選任を定めている場合に記入

※5 入居契約の条項に沿って、解除の事由及び手続、予告期間、前払金の返還時期等を正確に記入。

(2) 入居状況等

(令和6年7月1日現在)

入居者内訳	性 別	男 性	6 人、女 性	1 6 人		
	介護の 要否別	自 立	0 人			
		要介護	2 2 人	(内訳)	要介護 1	8 人
					要介護 2	5 人
					要介護 3	6 人
					要介護 4	1 人
				要介護 5	2 人	
要支援	0 人	(内訳)	要支援 1	0 人		
			要支援 2	0 人		
平均年齢	8 7 . 1 歳（男性 8 4 . 2 歳、女性 8 8 . 2 歳）					

注) 介護の要否別及び平均年齢については、入居者数が少ない等の状況により、個人が特定される場合には、プライバシー保護の観点から記入する必要はない。

「6. サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受領する金銭」について

(1) 運営に関すること

運営に関する方針	個人の有する能力に応じ自立して日常生活を営むことが出来るようサービスを提供致します。
サービスの提供内容に関する特色	併施設と連携を図り介護が必要になった方でも安心して住み続けられるよう支援致します。
運営懇談会の開催状況 ※6 (開催回数、設置者の役職員を除く参加者数、主な議題等)	年1回を予定 (入居者、家族)

※6 運営懇談会を設置している場合は記入

(2) 苦情等の取り扱い

苦情解決の体制（相談窓口、責任者、連絡先、第三者機関の連絡先等）	①フロント(TEL：045-866-1681) 月～土・祝／9:00～17:00(日曜は原則休業) ②横浜市建築局住宅部住宅政策課(TEL：045-671-4121) 平日／8:45～17:15(土日祝、12/29～1/3は定休日) ③横浜市健康福祉局高齢健康福祉部高齢施設課 (TEL：045-671-4117) 平日／8:45～17:15(土日祝、12/29～1/3は定休日)		
事故発生時の対応（医療機関等との連携、家族等への連絡方法・説明等）	契約に基づき生活支援サービス等を入居者に提供した場合に、万一事故が発生し、入居者の生命・身体等に損害が生じた場合は、速やかに必要な対応及び措置（ご家族への連絡、救急車の呼び出し等）を行います。		
事故発生の防止のための指針	なし・あり		
損害賠償（対応方針及び損害保険契約の概要等）	入居者には、入居に際し、「住宅総合（家財）保険（借家人賠償保険特約付保険）」「共済」等へご加入いただきます（保険料のお支払いは入居者様ご自身でお願いいたします）。		
サービスの提供に伴う事故等が発生した場合の損害賠償保険等への加入	なし・あり ありの場合の保険名 (施設賠償責任保険／三井住友海上火災保険（株）)		
利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	1 あり	実施日	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		
第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

(3) 医療

協力医療機関（又は嘱託医）の概要及び協力内容	名 称	
	診療科目	
	所在地	
	距離及び所要時間	
	協力内容	
協力歯科医療機関	名 称	

	所在地	
	距離及び所要時間	
	協力内容	
入居者が医療を要する場合の対応（入居者の意思確認、医師の判断、医療機関の選定、費用負担、長期に入院する場合の対応等）	近隣医療機関を紹介、入居者との診察契約による診療（医療費は入居者負担）。 日常的に医療が必要な場合は、ご家族・医師と相談し、入院をお勧めすることもあります。 入院期間中、家賃、共益費及び基本サービス料はお支払いいただきます。	

（４）職員体制

ア 職種別の職員数等

（２０２４年７月１日現在）

		職 員 数	常勤換算後の		夜間勤務職員数 (時～翌 時) (最少人数)	備 考 (資格・委託等)
			人数	うち自立対応		
従業者の内訳	管理者	1 ()				
	生活相談員	2 (2)				
	直接処遇職員	()				
	介護職員	()				
	看護職員	()				
	機能訓練指導員	()				
	理学療法士	()				
	作業療法士	()				
	その他	()				
	計画作成担当者	()				
	医師	()				
	栄養士	()				
	調理員	5 (5)				
	事務職員	()				
	夜勤職員	3 (3)				
	合 計	1 1 (1 0)				
介護に関わる職員体制 ※7			: 以上			

注１）職員数欄の()内は、非常勤職員数で内数。

２）直接処遇職員は、要介護者及び要支援者に対して介護サービスを提供する職員と自立者に対して一時的な介護その他日常生活上必要な援助を行う職員を合わせた数とし、また、常勤換算後の人数において、自立者対応の人数を内数で記入。

なお、特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要

- 3) 機能訓練指導員及び計画作成担当者が他の職務を兼務している場合は、職員数の人数に※印をつけるとともに、兼務している職名を備考欄に記入。
- 4) 備考欄には、直接処遇職員や調理員等の委託、看護職員等の機能訓練指導員兼務、計画作成担当者の介護支援専門員資格等を記入。
- 5) 状況把握等を行う職員を配置している場合は、生活相談員として記入

※7 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要

イ 職員の状況

管理者		他の職務との兼務				① あり 2 なし					
		兼務に係る資格等		1 あり							
				資格等の名称							
				② なし							
		看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数											
前年度1年間の退職者数											
業務に従事した経験年数に応じた職員の数	1年未満										
	1年以上 3年未満						2				
	3年以上 5年未満										
	5年以上 10年未満										
	10年以上										
従業者の健康診断の実施状況				① あり 2 なし							

ウ 要介護者・要支援者に対する直接処遇職員体制（特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要）

	前々年度の平均値	前年度の平均値 ※11	今年度の平均値 ※10
要支援者の人数			
要介護者の人数			
指定基準上の直接処遇職員の人数 ※8			

配置している直接処遇職員の 人数 ※9			
要支援者・要介護者の 合計人数に対する配置 直接処遇職員の人数の割合	:	:	:
常勤換算方法の考え方※11	常勤職員の週勤務時間 時間で除して算出		
従業者の勤務体制の概要	介護職員 早番	:	～ :
	日勤	:	～ :
	遅番	:	～ :
	夜勤	:	～ :
	看護職員 早番	:	～ :
	日勤	:	～ :
	遅番	:	～ :
	夜勤	:	～ :

※8 常勤換算後の人数。

※9 常勤換算後の人数。自立者対応の人数を除く。

※10 今年度の平均値は、作成日の前月までの平均値とすること。

※11 「前年度の平均値」及び「常勤換算方法」等については指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）等の規定によること

エ 状況把握(安否確認)および生活相談サービスに係る職員の資格取得状況

社会福祉士	人 (人)	医 師	人 (人)
介護福祉士	人 (人)	看護師	人 (人)
介護支援専門員	人 (人)	准看護師	人 (人)
介護職員実務者研修修了者	人 (人)	資格なし	人 (人)
介護職員初任者研修修了者	人 (人)		

注1) 資格を複数持っている職員がいる場合は、社会福祉士、介護福祉士の順に優先して記入する。

他の資格を持っている職員を () に外数で記入する。

注2) 介護職員基礎研修及び各ホームヘルパー研修修了者は、介護職員初任者研修に含めて記入する。

(5) 登録事項の情報開示

入居希望者等 への 情報開示	重要事項説明書の公開	1 公 開 (☐ 閲覧 ・ ☐ 写し交付)	2 非公開
	入居契約書の公開	1 公 開 (☐ 閲覧 ・ ☐ 写し交付)	2 非公開
	管理規程の公開	1 公 開 (☐ 閲覧 ・ ☐ 写し交付)	2 非公開
	財務諸表の公開	1 公 開 (☐ 閲覧 ・ ☐ 写し交付)	2 非公開

	事業収支計画の公開	1 公 開 (<u>閲覧</u> ・ 写し交付)	2 非公開
--	-----------	----------------------------	-------

(6) その他

横浜市サービス付き高齢者向け住宅整備運営指導指針に適合していない事項 ※12	<適合していない事項がある場合の内容>
--	---------------------

※12 市の指針上適合していない事項について、指針の8～14に該当する運営面に関することを記述すること。なお、代替措置及び改善計画等は、別紙で明記することでも可

●特定施設入居者生活介護に関する事項（該当する場合のみ）

(1) 介護を行う場所等

要介護時(認知症を含む)に介護を行う場所	
----------------------	--

(2) 住み替える場合の条件等

入 を居 住後 みに 替居 え室 る又 場は 合施 設	居室から一時介護室へ移る場合(判断基準・手続、追加費用の要否、居室利用権の取扱い等)	
	従前の居室から別の居室へ住み替える場合（同上）	
	提携ホームへ住み替える場合（同上）	

(3) 介護保険に係る利用料

介護保険に係る利用料 (適用を受ける場合は、市区町村から交付される「介護保険負担割合証」に記載された利用者負担の割合に応じた額) ※13	○特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)		
	区 分	月 額	利用者負担額 (1割の場合/2割の場合)
	要介護1	円	円 / 円
	要介護2	円	円 / 円
	要介護3	円	円 / 円
	要介護4	円	円 / 円
	要介護5	円	円 / 円

介護保険に係る利用料 (適用を受ける場合は、 市区町村から交付され る「介護保険負担割合 証」に記載された利用 者負担の割合に応じた 額) ※13	○各種加算の状況		
	身体拘束廃止取組の有無	(減算型・基準型)	
	退院・退所時連携加算	(無・有)	
	入居継続支援加算	(無・有)	
	生活機能向上連携加算	(無・有)	
	個別機能訓練加算	(無・有)	
	夜間看護体制加算	(無・有)	
	若年性認知症入居者受入加算	(無・有)	
	医療機関連携加算	(無・有)	
	口腔衛生管理体制加算	(無・有)	
	栄養スクリーニング加算	(無・有)	
	看取り介護加算	(無・有)	
	認知症専門ケア加算	(無・有)	(Ⅰ)
			(Ⅱ)
	サービス提供体制強化加算	(無・有)	(Ⅰ) イ
			(Ⅰ) ロ
			(Ⅱ)
			(Ⅲ)
	介護職員処遇改善加算	(無・有)	Ⅰ
			Ⅱ
			Ⅲ
			Ⅳ
			Ⅴ
	介護職員等特定処遇改善加算	(無・有)	Ⅰ
			Ⅱ

介護保険に係る利用料 (適用を受ける場合は、 市区町村から交付され る「介護保険負担割合 証」に記載された利用 者負担の割合に応じた 額) ※13	○介護予防特定施設入居者生活介護 (1 か月 30 日の例)		
	区 分	月 額	利用者負担額 (1 割の場合/2 割の場 合)
	要支援 1	円	円 / 円
	要支援 2	円	円 / 円
	各種加算の状況		
	身体拘束廃止取組の有無	(減算型・基準型)	
	生活機能向上連携加算	(無・有)	
	個別機能訓練加算	(無・有)	
	若年性認知症入居者受入加算	(無・有)	
	医療機関連携加算	(無・有)	
	口腔衛生管理体制加算	(無・有)	
	栄養スクリーニング加算	(無・有)	
	認知症専門ケア加算	(無・有)	(Ⅰ) (Ⅱ)
	サービス提供体制強化加算	(無・有)	(Ⅰ) イ (Ⅰ) ロ (Ⅱ) (Ⅲ)
	介護職員処遇改善加算	(無・有)	Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ Ⅴ
介護職員等特定処遇改善加算	(無・有)	<u>Ⅰ</u> <u>Ⅱ</u>	

短期利用の設定 (短期 利用特定施設入居者生 活介護の届出がある) ※14	無 ・ 有
--	-------

※13 月額とは、個別機能訓練加算、夜間看護体制加算、医療機関連携加算、認知症専門ケア加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算を含めて記入する。

※14 短期利用特定施設入居者生活介護の届出がある場合には添付書類の別添 2 を添付する。

○添付書類：別紙 2 「介護サービス等の一覧表」

サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービス等の一覧表

特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）の指定（有・**無**）

区 分	自 立			要支援 1 ～ 2			要介護 1 ～ 5		
提供サービスの別	利用料金に含まれるサービス	その都度徴収するサービス（税込価格）		介護予防特定施設入居者生活介護により提供されるサービス、又は、利用料金に含まれるサービス	その都度徴収するサービス（税込価格）		特定施設入居者生活介護により提供されるサービス、又は、利用料金に含まれるサービス	その都度徴収するサービス（税込価格）	
サービスの提供内容等	提供方法（回数等）	提供方法（回数等）	金額（単価）	提供方法（回数等）	提供方法（回数等）	金額（単価）	提供方法（回数等）	提供方法（回数等）	金額（単価）
1. 介護サービス									
①巡回									
・昼間 時～ 時	有 無								
・夜間 時～ 時	有 無								
②食事介助	有 ・無	30分まで、以降30分毎	880円／880円		30分まで、以降30分毎	880円／880円		30分まで、以降30分毎	880円／880円
③排泄									
・排泄介助	有 ・無	30分まで、以降30分毎	880円／880円		30分まで、以降30分毎	880円／880円		30分まで、以降30分毎	880円／880円
・おむつ交換	有 ・無	30分まで、以降30分毎	880円／880円		30分まで、以降30分毎	880円／880円		30分まで、以降30分毎	880円／880円
・おむつ代	有 ・無		実費			実費			実費
④入浴等									
・清拭	有 無								
・一般浴介助	有 無								
・特浴介助	有 無								
⑤身辺介助									
・体位交換	有 無								
・居室からの移動	有 無								
・衣類の着脱	有 無								
・身だしなみ介助	有 ・無	30分まで、以降30分毎	880円／880円		30分まで、以降30分毎	880円／880円		30分まで、以降30分毎	880円／880円
⑥機能訓練	有 無								
⑦通院の介助	有 無								
⑧緊急時対応									
・ナースコール	有 ・無	状況把握及び生活相談サービス費を含む		状況把握及び生活相談サービス費を含む			状況把握及び生活相談サービス費を含む		
2. 生活サービス									
①家事									
・清掃	有 ・無	30分まで、以降30分毎	660円／660円		30分まで、以降30分毎	660円／660円		30分まで、以降30分毎	660円／660円
・洗濯	有 ・無	30分まで、以降30分毎	660円／660円		30分まで、以降30分毎	660円／660円		30分まで、以降30分毎	660円／660円
②居室配膳・下膳	有 ・無	1回	220円		1回	220円		1回	220円
③理美容	有 無								
④代行									
・買物	有 ・無	30分まで、以降30分毎	660円／660円		30分まで、以降30分毎	660円／660円		30分まで、以降30分毎	660円／660円
・役所手続	有 無								
3. 健康管理サービス									
・健康診断	有 無								
・健康相談	有 ・無	状況把握及び生活相談サービス費を含む		状況把握及び生活相談サービス費を含む			状況把握及び生活相談サービス費を含む		
・生活指導	有 無								
・医師の往診	有 無								
4. 入退院時、入院中のサービス									
・医療費	有 無								
・移送サービス	有 無								
5. その他サービス									
	有 無								

注1) 自立・要支援1～2・要介護1～5を区分した場合は8区分となるが、提供サービス内容が同じである場合等は、適宜、複数の区分をまとめることとして差し支えない。
注2) 「提供サービスの別」の「利用料金」とは、前払金および月額利用料を指す。なお、特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）の指定を受けていない場合は、要支援・要介護の欄は、「利用料金に含まれるサービス」とすること。
注3) 各サービスごとに提供方法（回数等）及び金額（費用負担等）を明示すること。
注4) 上記のサービス項目以外に、サービス提供の状況等に応じ、適宜、項目の順序の変更、項目の追加等を行って差し支えない。
注5) 「その他サービス」欄は、上記以外のサービスを必要に応じて記入すること。